

議 案 第 8 号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 3 号中「第 4 3 条第 2 項」を「第 4 3 条第 4 項」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 1 号中「以下この号及び次号において」を「以下」に改める。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 3 号の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園及び幼稚園における虐待行為に係る引用法令を改めること等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。